

# 令和7年10月から プラスチック類などの出し方が変わります

「もえないごみ」などの収集日も変わります（※看板やチラシ等をご確認ください）

## 資源ごみとして出せるプラスチック類

プラスチック製の包装や容器（プラマーク  が目安）

|  |  |
|--|--|
| <b>容器・キャップ・ラベル類</b><br>                                     | <b>カップ・パック類</b><br>紙素材の商品もありますので、表示をよく確認してください<br>                   |
| <b>チューブ類</b><br>使い切ってから軽くすすいで出してください（半分に切るとすずぎやすくなります）<br> | <b>トレイ（皿型容器）類</b><br>これまで別にしてきた「白色トレイ」は他のプラスチック類とまとめて一つの袋に入られます<br> |
| <b>食品や日用品の袋類</b><br>菓子類の残りカスは、軽くはたいて出してください<br>           | <b>発泡スチロールなど</b><br>   |

**プラスチック製品**（一辺の長さが概ね50cm未満で、全てプラスチックのみの製品）  


市指定の資源ごみ袋（緑色）は廃止を検討しています。  
**令和7年10月からは、指定袋だけではなく、下の要件に合う袋でも出せます。**  
（プラスチック類だけではなく、全ての資源ごみが対象）

《要件》  
**45ℓ以下の  
 透明又は半透明の袋**  
 （袋には記名する）  
 ※袋に入らない大きな物は粗大ごみになります

## 資源ごみとして出せないプラスチック類 特に重要!!

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>NG</b> 軽くすすいでも汚れが付着しているもの<br> <p>チューブ類も中まで洗う!</p>                             | <b>NG</b> 刃物類・発火の危険性があるもの<br> <p>モバイルバッテリー<br/>                 ハンディ扇風機<br/>                 加熱式タバコ<br/>                 電動歯ブラシ</p>                   | <b>NG</b> 在宅医療などで使用したもの<br> <p>注射器<br/>                 点滴用具</p>  |
| <b>NG</b> プラスチック以外のものが付着しているもの<br> <p>ねじやゴム、金属、バッテリーや電気配線がついているおもちゃ・小型電子機器など</p> | <b>NG</b> その他収集できないもの（リサイクル設備の故障原因になるもの）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>●切断していない50cm以上のテープ・シート状のもの</li> <li>●手で曲げられない程の厚さがあるもの</li> </ul>  | <b>別の袋へ</b> ペットボトル <br>リサイクル方法が異なるため、別の袋に入れてください。<br> <p>（キャップやラベルはプラスチック類へ）</p> |

※市が収集するのは、家庭から出たプラスチック類です。事業所から出されるものは収集できません。  
 詳しくは、チラシや市ホームページ等をご確認ください